

# 届出施設基準等のご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省関東信越厚生局に届出を行っています。

## □外来感染対策向上加算

- ・受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者様の受け入れを行っています

## □連携強化加算

- ・感染症対策に関する医療機関間との連携体制を整備しています

## □電子的診療情報連携体制整備加算

- ・医療 DX 推進に係る体制を整備しています（別掲参照）

## □在宅持続陽圧呼吸療法遠隔モニタリング加算

- ・情報通信機器を活用し、定期的なモニタリングを行い、状況に応じて療養上必要な指導を行う体制を整備しています

## □在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

- ・使用時間等の着用状況や無呼吸低呼吸指数等をモニタリング可能な機器を活用し、適切な指導管理を行う体制を整備しています

## □外来在宅ベースアップ評価料（I）

- ・当院に勤務する職員の賃金改善を図る体制を整備しています

# 明細書発行等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております

明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます

明細書の発行を希望されない方は  
会計窓口にてお申し出ください

# 一般名処方加算について

1. 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。
2. 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※)を行う場合があります。
3. 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の2分の1（令和8年6月より変更）を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されました。

## ※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

# 電子的診療情報連携体制整備加算 について

- ①オンライン請求を行っています
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ③電子資格確認で取得した情報を活用できる体制を有しています
- ④電子処方箋の発行については現在整備中です
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています
- ⑥マイナンバーカードの利用や問診表等を通じて患者様の受診歴、  
薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用  
することにより、質の高い医療の提供に努めています
- ⑦医療 DX 推進した活用についてホームページに掲載しています

# 『物価対応料』算定について

令和8年6月1日からの診療報酬改定に伴い、安定した医療提供体制を維持するため、基本診療料に上乘せして、評価する『物価対応料』の算定を開始いたします

近年のエネルギー価格（電気・ガス代等）や医療資材・医薬品等の物価高騰が続く中、国の方針として、医療機関が質の高い医療を継続して提供できる体制を維持することを目的としております

これに伴い、受診の際に患者様にご負担いただく診療費が、従来より数点程度（3割負担の場合、数十円程度）増加いたします

医療体制の維持のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます